

注意 トラクターの公道走行は

公道走行については各種の免許と灯火器等の設置が必要。

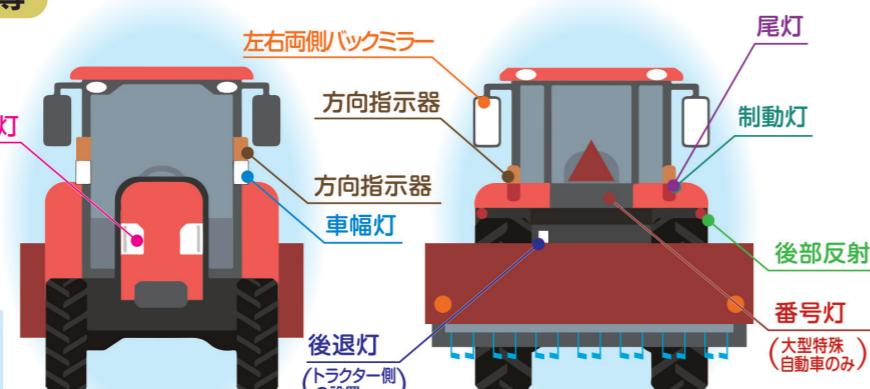
Q: 灯火器等の設置箇所は?

A: 下記の項目をチェックしてみましょう。

チェックが必要な灯火器等

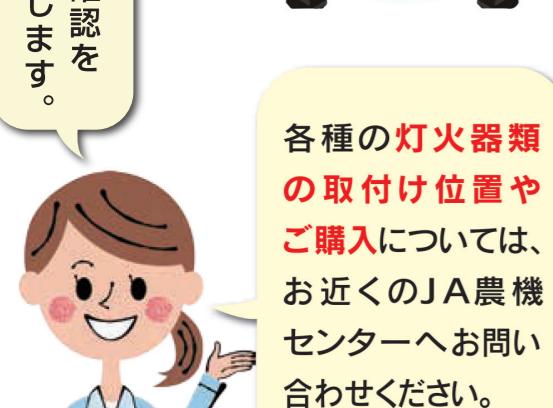
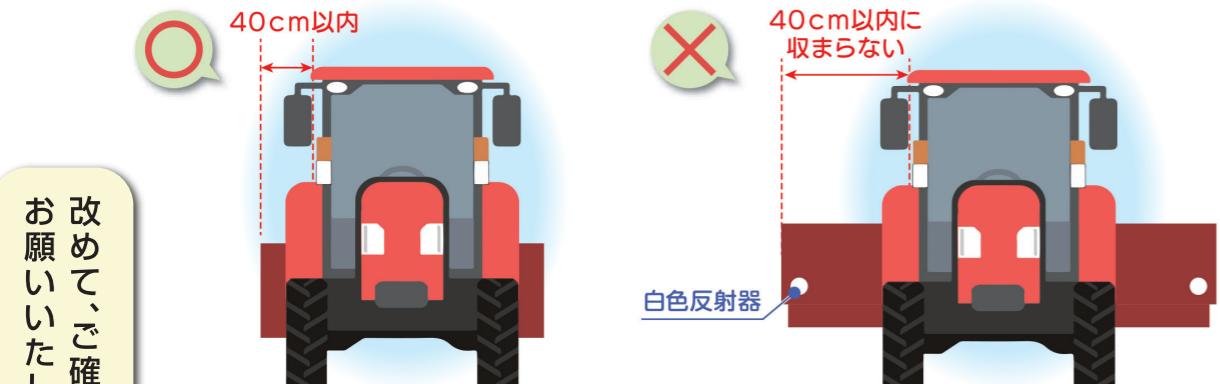
- 方向指示器
- 後部反射器
- 前照灯 車幅灯* 前照灯
- 尾灯 制動灯*
- 後退灯*
- 番号灯 大型特殊自動車のみ
- 左右両側バックミラー

*全長が 4.7m 以下、全幅 1.7m 以下、
全高 2.0m 以下、且つ最高速度 15km/h
以下のトラクタは、取付（車幅灯、制動
灯、後退灯、左右両側バックミラー）
が義務付けられていません。



Q: それぞれ外側から 40cm 以内とならない場合は?

A: 作業機の前面の両側の最外側に 白色反射器 を備えること
作業機の後面の両側の最外側に 赤色反射器 を備えること
制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着すること



各種の灯火器類
の取付け位置や
ご購入については、
お近くのJA農機
センターへお問い合わせください。

*全幅が 2.5m を超えた場合、道路管理者(国道・県道・市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります。

各種灯火器や反射器
は他の交通から確認
出来る位置に設置

条件や免許が必要です!

トラクターをお持ちの組合員へご連絡します。
2019年の4月以降

ロータリー等 直装タイプの作業機 を
装着したまま公道走行が可能となりました!
但し、ご自身で運転免許証をご確認ください。

Q: 公道走行に必要な免許は?

A: 小型特殊免許・普通免許もしくは大型特殊免許(農耕用)が必要

小型特殊免許・普通免許

但しトラクターに作業機を装着した状態の寸法が
全長4.7m以下 全幅1.7m以下
全高2.0m以下 時速15km/h以下



大型特殊免許(農耕用)

下記の基準が一つでも上回る場合
全長4.7m超えるもの 全幅1.7m超えるもの
全高2.0m超えるもの 時速15km/h超えるもの



※無免許運転をした場合※ 運転免許の取り消し(交通違反点数 25点)

Q: 道路運送車両法の改正前と改正後は?(2019年4月より)

A: 一定の条件を満たした場合、公道走行が可能となった。

ロータリー(直装タイプ)	改 正 前	改 正 後
	トラクターと作業機(ロータリー)を装着した場合、 公道走行 が出来なかった。	国土交通省の 保安基準の 緩和措置 により、 公道走行が可能 となった。

灯火器や反射器等を装着し、安全に公道を走行しましょう!

熊本県下 JA・JA 熊本経済連